

ご意見の概要と国土交通省の考え方

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	過去に、鉄道高架下の占用物件（敷きならしコンクリート）が橋脚を拘束したことによって耐震性能を低下させた結果、地震時に高架橋の破壊を招いた事例があったことを踏まえ、「高架下の占用物件の構造は、地震時に高架橋等他の道路構造物へ影響を与えない構造であること」という占用許可基準を加えるべき。	頂いたご意見と同趣旨の規定は既に定められております。 当該規定に基づき、高架下の占用については、耐震性能も含めた高架の道路の構造物への影響を検討した上で、高架の道路の保全に支障がない場合に許可することとしております。
2	道路予定区域に、防災関係の備品倉庫を設置できるようにしてはどうか。	防災関係の備品倉庫としての利用が、まちづくり等の観点からふさわしいと判断される場合は、設置することは可能です。
3	高架下を平面駐車場として活用した場合には、道路管理者が、道路パトロールカーから目視で確認するなどの方法によって、橋脚等の高架の道路の構造物の点検を行うことができるため、占用主体の要件に橋脚等の日常的な点検の実施を入れる必要はない。	高架の道路は、橋脚によって支えられる特殊な構造の道路であり、損壊等の事故が発生した場合には、被害が甚大となるため、より一層適正な道路管理を図る必要があります。このような理由から高架の道路の構造物の点検については、当該構造物にある程度接近して行う必要がありますが、高架下を平面駐車場として占用した場合には、駐車車両が障害となって、道路管理者がこうした点検を行いにくくなるため、高架下の占用主体には、こうした点検を行うことを求めています。
4	占用主体に求める点検について、従来よりも高い水準を求めるのであれば、占用主体への負担が重くなってしまうことから、道路空間を合理的に活用した地域の賑わいの創出等にならない。	今回の通達改正は、これまで高架下の占用主体に求めてきた点検等の内容を具体的に定めることとするものであって、点検等に関して従来よりも高い水準を占用主体に求めるものではありません。